

まちのニュース

Information

年末年始におけるゴミ等の収集業務休業について

年末年始におけるゴミ等の収集業務について、次のとおり取り扱いとさせていただきます。
ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【ゴミ(可燃・不燃・ビンカン)収集】

1月1日(火)から1月3日(木)まで 休業

※12月31日(月)は燃えるゴミのみ回収(近永地区(栄町・旭町以外)・愛治地区・泉地区)

※12月31日(月)の燃えないゴミの回収は中止(好藤地区・愛治地区)

※個人で宇和島環境センターへ直接持ち込みをされる場合は、12月29日(土)までの13時から16時30分の時間帯で受け入れをしています。

【し尿等収集】

12月25日(火) 受付終了(年末年始分)

12月29日(土)～1月3日(木) 休業日

※休業前は、お早めに依頼されますようお願いいたします。

◆問い合わせ

【ゴミ(可燃・不燃・ビンカン)収集について】 環境保全課 廃棄物対策係 内線 2442

【し尿等収集について】 (有)広見衛生社 ☎0895-45-0507

Information

～新成人の皆さんへ～ 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若い時に公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

【国民年金のポイント】

◆将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◆老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障がいが残ったときに受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある妻」や「子」)が受け取れます。

【「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」】

◆「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

◆「若年者納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

◆国民年金のご相談・手続き等については下記までお問い合わせください。

○宇和島年金事務所 国民年金課 ☎0895-22-5440(音声案内)

○町民生活課 保険年金係 内線 2114